

第5章 家庭・地域・関係機関との連携



(1) 園と家庭との連携

子どもの育ちは妊娠期から始まっており、子どもは家庭を基盤として育ちます。子どもが大切にされている、愛されていると感じる関わりが基本的信頼感を育み、家庭という安定した拠り所を起点として、自分から人やものに関わりながら、自主性・主体性を学んでいきます。子どもは、信頼できる大人との関係をもとに、集団の中で自信をもって活動できるように育っていきます。生涯にわたる基盤を培う乳幼児の教育・保育は、家庭と共に進めることが特に重要となってきます。

価値観の多様化や保護者の状況等により、保護者の受け止めは一律ではなく、一人ひとりの保護者に合った伝え方が必要です。また、園も保護者も同じように子どもを大切に思っている、子どもの行動を先回りして問題を片づけてしまい子どもの自主性が育たない場合や、子ども任せで規則的な生活リズムが身に付かない場合等、その関わり方によっては子どもの育ちに繋がりにくい場合もあります。

家庭で多くの時間子どもに向き合い、育てるのは保護者です。保護者の思いを聞き、悩む気持ちに寄り添い、受け止め、どのような場面でも、一つひとつの家庭ごとの背景にも寄り添いながら、その家庭と子どもの全てを受け容れていこうという気持ちが大切です。

しかし、保護者との関係構築を望んでも、場合によっては上手く築けない場合もあります。子どもの発達のこと、現在の状況、就学に向けて必要な手立てを伝えること等、個々に必要なことを、焦らず丁寧に、継続して伝えていく必要があります。

大阪府教育委員会から、非認知能力(社会情動的スキル)を育むリーフレット、『乳幼児期に育みたい！未来に向かう力』が作成されています。乳幼児期に大切なことや日常の関わり方等が、とてもわかりやすいイラストとともに記載されています。



大阪府教育委員会 令和2年3月作成
『乳幼児期に育みたい！未来に向かう力』
ホームページ

家庭との連携で留意すること

- * 保護者の気持ちを受け止め、気持ちに寄り添い、保護者の話を「傾聴」するよう心がける
- * 結果的に保護者一人ひとりが自己決定したことを、可能な限り尊重する
- * 日々の保育の中での状況を、可能な限り丁寧に伝えるようにし、信頼関係を築いていく
- * 話の内容は、注意や否定的な話の内容は出来る限り少なくするよう、話を組み立ててわかりやすく話すよう心がける
- * 発達や支援に関する話は特に慎重に行う。保護者にとって、子どもの発達や支援の必要の有無等が一番の心配事でもあり、一見心配していないように見えても、保育者が考えている以上に悩まれている場合が多い。最大の配慮をしながら、関係機関に繋ぐ必要がある際もその悩む気持ちに寄り添いながら進めていく

家庭や園生活で大事にしていくこと

- * 保育者・保護者自身が子どもの良きモデルになるよう、誰に対しても思いやりをもって接する
- * 子どもが愛されている、受容されていると実感できるよう、スキンシップや言葉、態度で表す
- * 子どもの気持ちを受け止め、共感的に話を聞く
- * 自ら進んで食事をしたくなるような、楽しい雰囲気の中で食べることができる環境を整える
- * 生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立に向けて、段階に応じた援助をする
- * 様々な認知・非認知能力が育つ絵本読み聞かせの機会を多くもつとともに、その大切さを知らせていく

園での交流の場の設定

新型コロナウイルス感染症の拡大により、保護者と子どもの交流や保護者同士の交流の機会がなかなか設定できなくなっています。可能な限り、行事等で子どもと保護者が触れ合ったり、保護者同士が交流できるようなプログラムを取り入れる等、自分の子どもだけでなく他の子どもにも目を向ける、関わる、関係づくりをする機会を設け、保護者同士が話し合えるきっかけとなるよう、工夫して取り組みを行うことが必要です。

保護者一人ひとりへの支援

子育ての悩みや園生活、子ども同士・保護者同士の関係の悩み等、様々な困りごとを相談できる場が必要です。また、園では対応できない課題に対しては、地域の子育てに関する様々な機関の力を借りることができるよう、様々な連携機関等を把握しておくことも大切です。

就学に向けた学校園と保護者との連携

就学までの様々なスケジュールや流れ、学童保育に関すること、学校生活に関すること、就学までに育てほしい資質・能力を園と家庭双方で育てていくための啓発等、就学までの見通しがつくよう支援を行うことが求められます。

【学童保育】

通常10月から11月頃に、学童保育の入所申込み期間が設けられています。入室には一定の要件があり、市役所の子育て支援課へ、必要書類を揃えて申し込みに行く必要があります。

(2) 特に支援を必要とする子ども・家庭への支援

園において、職員の役割分担・協力体制づくりを行い、一人ひとりの子どもと保護者に合った支援を進めていくことが求められます。必要に応じて関係機関に適切に繋いでいくことも大切です。

①子どもの発達に課題があると思われる場合

- ・関係機関と連携をとり、園の役割を明らかにして、個々の保護者に応じた支援を行う
- ・専門相談機関に相談しやすいように情報を提供する
- ・児童発達支援センター、医療機関、市役所の関係各課、学校等との連携を図る
- ・専門家による巡回相談等での助言も踏まえ、個別の教育支援計画等を作成して支援する

発達に課題がある子どもや日々の教育・保育の中で行動が気になる子どもには、特に一人ひとりに合った支援と配慮が必要です。個別の教育支援計画や指導計画等を立て、児童発達支援センター、保健師、家庭児童相談課等の関係機関とも連携しながら教育・保育に取り組みます。様々な子どもの状態に応じて、家庭との連携、保護者支援が必要です。職員の連携体制をとり、担任だけでなく、職員全体が共通認識をもち、園として協力し合って取り組むことが必要となります。

摂津市立児童発達支援センター

*専門職員による巡回指導や、つくし園との並行通園、めばえ園の定期的利用等の連携を行っています。

【つくし園】

就学前の発達に課題のある幼児を対象として、週5日のうちの必要な日数を親子または単独で通園し、必要な期間にわたって療育を受けることができる通園施設です。基本的生活習慣の獲得、遊び、経験の拡大、身近な大人との信頼関係を基盤とした社会性の獲得に向けて日々の療育を行っています。年齢・発達状況・特性・親子関係等を勘案した個別支援計画を作成し、発達を育むための領域別発達援助及び養育基盤である家庭の安定に向けた援助を行います。

また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士、保育士等の多職種で連携し、専門的かつ多角的な視点で幼児を捉え、取り組んでいることも特徴です。

【めばえ園】

就学前の子どもに対する児童発達支援事業及び就学児を対象とした放課後等デイサービス事業として、発達に課題のある子どもたちが、所属集団でより生き生きと自分を発揮して過ごすことができるよう、個々の心身の状況や課題、おかれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行います。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理士、保育士等の多職種で連携し、専門的かつ多角的な視点で幼児を捉え、取り組んでいることも特徴です。

②不適切な養育・虐待等が疑われる場合

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の生活において、子どもの虐待のサインが発見されやすい場面が多数あります。虐待に気づいたときから支援の始まりです。

虐待を受けたと思われる子どもに気づいた時は、児童虐待対応主管課等に通告しなければならない義務があります。子どもやその家族について心配な情報を知りえた場合は、管理職に相談するとともに、児童虐待対応主管課に遠慮なく相談してください。対応方法について、一緒に考えます。



児童虐待の種類

—身体的虐待—

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

—心理的虐待—

児童に心理的外傷を与える言動を行うこと

- 無視や暴言、乱暴な扱い、叱責等の不適切な関わりがある。きょうだいに対して虐待をする
- 子どもの前で配偶者や家族等に対して暴力をふるう。口論をする

—性的虐待—

児童にわいせつな行為をすること、させること、性交・性的な画像等を見せること

—ネグレクト—

児童の心身の正常な発達を妨げるような放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること

- 乳幼児を家に残したまま度々外出する。車の中に放置する
- 子どもの意思に反して登校園させない
- 適切な食事を与えない、長期間ひどく不潔な状態、不潔な環境の中での生活
- 健康管理上必要な医療を受けさせてもらえない
- 養育者の監護が不十分なため、転んだりぶつけたりの怪我が多い
- きょうだい喧嘩、性的意図の接触の放置



虐待の基本的なシグナル

—子どもの様子—

- ①体に不自然なあざや外傷、やけどがありませんか。傷について、説明を嫌がりませんか。
- ②季節やサイズにそぐわない服、汚れた服を着ていたり、体がいつも汚れたりしていませんか。
- ③無表情であったり、不安定であったり、落ち着きがなかったり、友達をからかったりしていませんか。
- ④先生にまとわりつき、独占しようとしていませんか。
- ⑤無断欠席が続いていませんか。

—保護者の様子—

- ①子どもの怪我について質問しても回答が曖昧であったり、矛盾があったりしませんか。
- ②体罰を肯定的に捉えていたり、子どもを罵倒していたりする様子がありませんか。
- ③子どものことを放っていたり、持ち物を揃えてなかったりしませんか。
- ④親子関係が不安定であったり、きょうだい間に養育の差を感じたりしませんか。
- ⑤生活リズムの乱れや家の中が乱雑、不衛生であると感じませんか。
- ⑥夫婦間の不和を感じませんか。



基本的な虐待対応

～～組織としての対応～～

- ①担任一人で抱え込むことがないよう、園長や校長等の管理職に伝えた後、主管課へ伝えます。
- ②子どもにあざや外傷等の原因について、オープンクエスチョンで聞いてみます。
- ③子どもや保護者に関することを記録に残します。怪我やあざがあれば写真を撮り保存します。
- ④保護者対応においては、主管課と相談しながら進め、保護者にも原因について聞いてみます。
- ⑤保護者に寄り添い、子どもの様子を話しながら、保護者が虐待行為について話すきっかけをつかんだり、子育てを励ましたり助言するようにします。

～～子どもへの対応～～

①子どもから虐待の事実を聞いた時

子どもからの話を否定しないで、「よく話してくれたね」という姿勢で聞きます。

子どもが悪いのではないことを伝え、親を否定することは言わないようにします。

②子どもから虐待の事実を聞いたが、「誰にも言わないで」と口止めされた時

子ども（あなた）を守るために、どうしても言わなくてはならない場合もあることを、言い切りの形で説明します。

～～保護者への対応～～

- ①保護者への対応については、児童虐待対応主管課と相談します。

- ②保護者からなぜ通告したのかと聞かれた時は、子どもに心配な状況があった時には市や児童相談所に通告する義務があることを丁寧に説明します。

- ③子どものことを心配していることを伝えます。



夜間・休日の通報、その他関係連絡先

機関名	連絡先
摂津市家庭児童相談課（平日午前 9 時～午後 5 時 15 分）	TEL 06-6155-6302
大阪府吹田子ども家庭センター（平日午前 9 時～午後 5 時 45 分）	TEL 06-6389-3526 FAX 06-6369-1736
児童相談所全国共通ダイヤル（24 時間 365 日）	TEL 189
大阪府夜間・休日虐待通告専用電話	TEL 072-295-8737
チャイルド・レスキュー110 番（24 時間 365 日）	TEL 0120-00-7524
摂津警察署	TEL 06-6319-1234

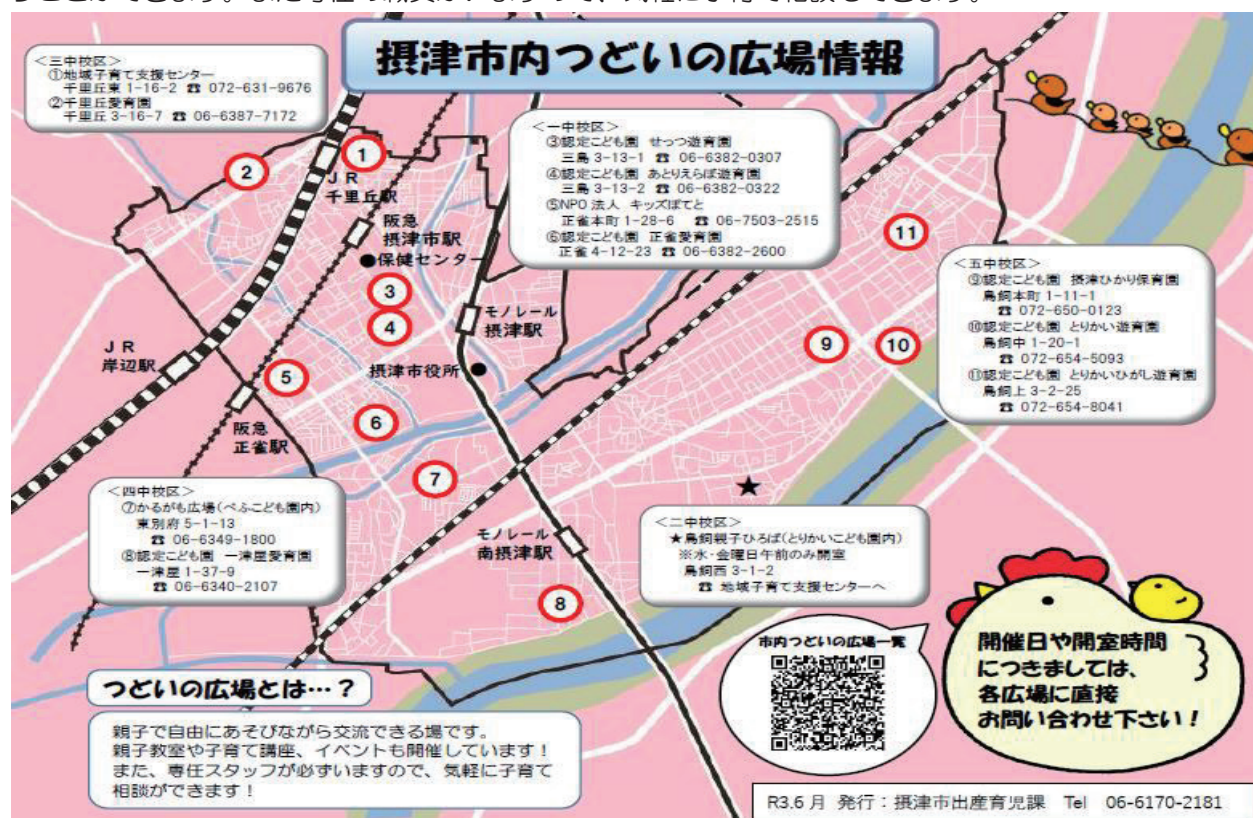
(3) 地域・関係機関との連携

出産育児課

乳幼児期の地域との繋がりや学童期の地域との繋がりといった様々な人との関わりが、子どもたちを育んでいきます。しかし昨今、少子化や核家族化の進行や地域との繋がり希薄化により、子育ての孤立化が言われているところです。このような社会の中、子育て世帯が地域と繋がる手助けをするための取り組みの推進が求められています。

つどいの広場

自由に遊びながら親も子も交流できる「つどいの広場」を市内に11か所開室しています。「つどいの広場」は、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、仲間づくりや子育てに関する情報交換を行うことができます。また専任の職員がいますので、気軽に子育て相談もできます。



発育・発達の確認

●健康診査：子どもが健康に育っているか、病気はないか等を確認する健康診査です。

名称	対象	実施日	内容
乳児一般健診	生後～1歳未満児	随時	内科健診、身体測定
4か月児健診	4～5か月児	原則毎月第2金・第3水曜日	内科健診、身体測定、育児相談、 BCG接種、絵本の読み聞かせ、絵本配布
乳児後期健診	生後9か月～1歳未満児	随時	内科健診、身体測定
1歳6か月児健診	1歳7か月児	原則毎月第2・第4木曜日	内科健診、身体測定、歯科健診、 育児相談、発達相談
2歳6か月児歯科健診	2歳7か月児	原則毎月第4火曜日	歯科健診、育児相談
3歳6か月児健診	3歳7か月児	原則毎月第1・第3火曜日	内科健診、身体測定、歯科健診、 視聴覚検診、発達相談、育児相談、尿検査

- すこやかルーム：子どもの発達を促す遊び方や声掛けの方法について親子教室での具体的な指導を通じ、早期から発達支援を行っています。
- 約束クリニック：乳幼児健診・育児相談等を通して発達に課題のある児や保護者の困りごとに対し心理士より児の発達の見立て及び保護者への助言を行っています。
- 予 防 接 種 ：病気からお子さんを守るために主に乳幼児期の予防接種を実施しています。

保護者の学びの機会

- 離乳食講習会：前期（対象：4か月～6か月頃）・後期（対象：8か月～11か月まで）の2回開催しています。離乳食の作り方や手法をお伝えしています。
- トリプルP：前向き子育てプログラム。子どものしつけやかかわりに必要なスキルを学び、子育てを楽しく前向きにしていくための講座です。
- 父親向け講座：親子教室等、父親向けの講座を開催し、子どもとのかかわり方や、遊び方等を学びます。

育児に悩む家庭・保護者に対する支援

- 産 後 ケ ア：出産後、家族等からの支援が難しく、体調や育児に不安のあるお母さんが、医療機関等において宿泊やデイサービス等を受け、心身の不安を取り除くことができます。
- 産前産後ヘルパー：妊娠中または出産後、親族等から家事育児の支援が得ることが困難な家庭に対してヘルパーを派遣し家事や育児の援助を行います。
- 多胎児移動支援：多胎児を連れての外出が困難な世帯に対して、サポーターを派遣して外出等の援助を行います。

出産育児課には、保育士・保健師・助産師・栄養士といった専門職が在籍しています。子育て家庭を中心とした効果的な支援が行えるよう連携していきましょう！！



大型絵本・パネルシアター貸し出しコーナーの設置

こども教育課

令和4年度は、市役所新館に学校園の先生方向けの大型絵本・紙芝居コーナーを設置しました。令和5年度は、より日々の保育や行事等にも使用していただけるよう、園や個々の先生方用にパネルシアター・ブラックシアターを作成し、令和5年9月頃に同コーナーへ設置する予定です。課内にパネルシアター用ボードも準備しておりますのでご要望があれば演じ方のご説明もいたします。お気軽にお越しください。

摂津市役所新館6階こども教育課(65番窓口) 就学前教育推進担当 [Tel:06-6383-1184](tel:06-6383-1184)

子どもの発達に関する相談 ～子どもの発達が気になるときは～

お子さんの発達に心配や不安がある場合は、保護者の方とご相談の上、下記相談窓口にご連絡ください。
また、療育施設や発達支援教室をご希望の場合も、まずは発達相談等でお子さんの様子を確認する必要があります。
関係機関が連携して、お子さんの様子にあった支援方法を保護者の方と一緒に考えて行きます。

【例えばこんな相談】

- ・言葉が遅い気がする
 - ・手先を使うことが苦手
 - ・発達を促す支援を受けたい
 - ・話しかけてもあまり聞いていない
 - ・友達と上手く遊べない
 - ・療育に通いたい
 - ・こだわりの強い
 - ・同年代の子よりゆっくりになり気がする
- 等

【相談先】 お子さんの年齢に応じた相談先にご連絡ください

